

「地域福祉活動」実施団体のみなさま

令和7年度 地域福祉活動推進事業交付金等の概要

地域住民が互いに支え合う『地域福祉活動』の新たな担い手を育成、確保し、更なる地域福祉活動を推進するため、地域福祉活動を行う団体に交付金等を交付する制度です。

事業名			限度額	内容	
【交付金】	支え合い活動事業	① 健康づくり・居場所づくり事業	5万円	健康づくりや住民が集う居場所づくりの活動 月1回（年間12回）以上定期的に実施 概ね10名以上が参加する活動 年間6～11回の場合は限度額2万5000円	
		② 家事支援事業	5万円	掃除やゴミ出し等、自宅で生活するための支援 1カ月の延べ利用者が10名（10回）以上 実人数は3名以上が見込める活動	
事業名			限度額	補助率	内容
【補助金】	基盤整備事業	団体設立支援事業（1団体1回）	5万円	10/10以内	当該団体を設立するため行う会議、研修、学習会等に係る経費
		居場所設備整備事業（1施設1回）	5万円		支え合い活動を行う地域住民の居場所整備に係る経費（備品など）
		居場所改修整備事業（1施設1回）	35万円	3/4以内	空き家（民間所有）などを居場所として利用する際の改修整備に係る経費
		支え合い活動運営事業	5万円	10/10以内	支え合い活動を行う場所の利用料又は賃借料
	周知啓発事業		5万円	10/10以内	地域福祉等の知識の普及啓発のために係る経費

団体・地域福祉活動について

- ① 市内を活動拠点とする3人以上で構成する任意の団体（ボランティア団体等）
- ② 不特定多数の方を対象とする活動（サークル活動などは対象となりません）
- ③ 営利・宗教活動・政治活動を目的としない活動
- ④ 市または松本市社会福祉協議会から他の補助金等の交付を受けていない活動
- ⑤ 概ね65才以上の住民を対象に、団体が企画・運営をする活動

交付金等について

- ① 対象となる地域福祉活動に必要な経費のうち、不足する経費分を交付します。
- ② 基盤整備事業は、支え合い活動事業を行う団体が対象です。
- ③ 交付金等は、同じ事業を継続する場合、最長5年間交付を受けることができます。（連続した5年間でない場合も可）

活動の実施にあたって

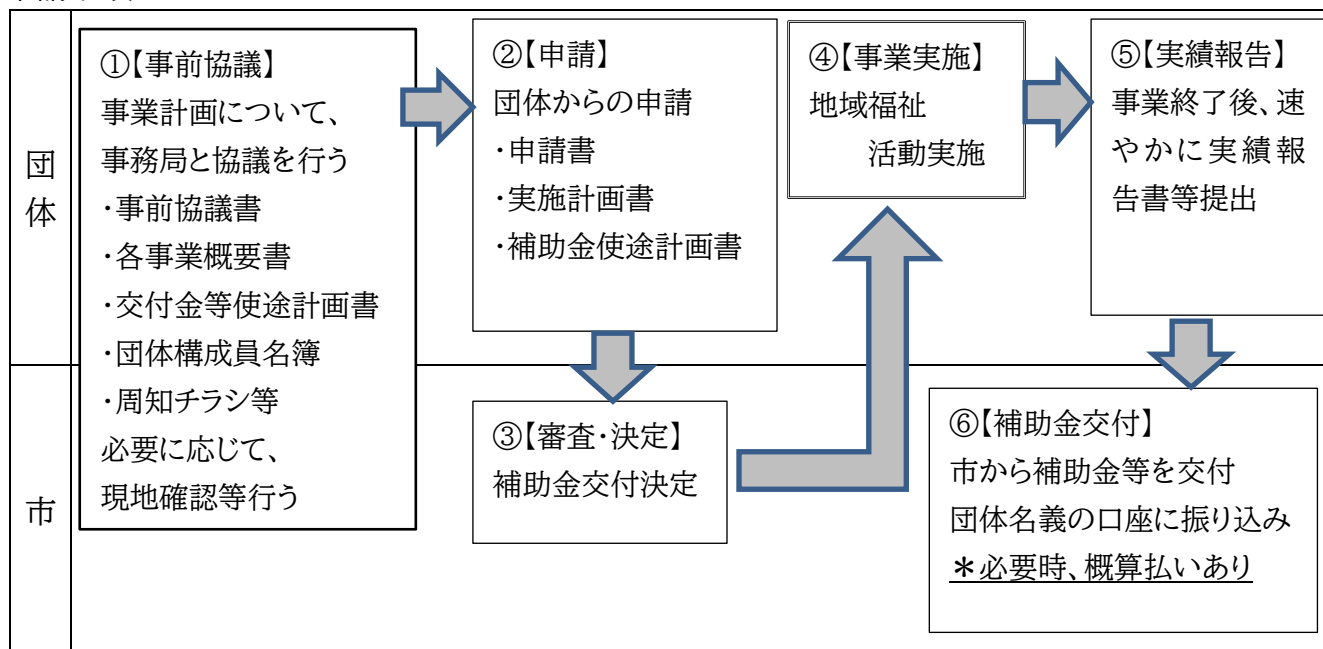
- ① 地域福祉活動を行うにあたっては、必要な保険に加入してください。（ボランティア活動保険、ボランティア行事保険等）
- ② 市または社会福祉協議会で行うボランティア育成講座などに参加してください。
- ③ 健康づくり事業における指導は、体力づくりサポーターや音楽健康指導士または健康づくりに知識のある人（健康運動指導士、作業療法士、理学療法士等）が行ってください

◆申請

令和7年4月1日から申請を受付けます。

ただし、申請前に対象事業について、団体と事務局で協議（事前協議）を行います。事前協議終了団体のみ申請を受付けます。（*事前協議 令和7年3月17日(月)～5月31日(土)まで受付。土日祝日を除く平日 8時30分～17時15分）

◆申請手順



- ※ 事業実施回数に変更が生じる場合は、速やかにご連絡ください。
変更申請書のご提出やご返金のお手続きについてご案内いたします。
- ※ 開催内容（参加者数、回数等）については、実際に実施した内容でご報告ください。虚偽の報告をした場合、交付金・補助金を返還していただくこともありますので、ご注意ください。
- ※ 交付金等は、毎年度の事業開始前に事前協議及び交付申請、事業終了後に実績報告をしていただく必要があります。

ご不明な点等は、下記までお問合せください。

＜お問合せ＞ 福祉政策課
 電話 34-3227(直通)
 FAX 34-3204